

三原市告示第100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年7月10日

三原市長 天満 祥典

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三原ショッピングセンター

三原市城町二丁目13番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって代表者の氏名

今治造船株式会社 代表取締役 檜垣 幸人

愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号

株式会社アポロ 代表取締役 檜垣 俊幸

三原市幸崎能地二丁目1番1号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

	収容台数
変更前	1,174台
変更後	1,139台

イ 駐輪場の位置及び収容台数（位置のみ）

	駐車場の位置	収容台数
変更前	店舗西側及び北東側	210台
変更後	店舗西側，北側及び北東側	210台

4 変更の日

(1) 駐車場の位置及び収容台数 平成28年2月1日

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 平成27年7月1日

5 届出年月日

平成27年7月1日

6 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所5階）

7 届出等の縦覧期間及び時間帯

平成27年7月10日から平成27年11月10日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成27年11月10日

三原市経済部商工振興課